

## 「シニアフレンズ福岡」ボランティア登録制度要綱

### 1. 趣 旨

この要綱は、高齢者がその能力を地域社会でボランティア活動に発揮できるよう、「シニアフレンズ福岡実行委員会」(以下「実行委員会」という。)が、地域社会と高齢者との連携を促進するために「ボランティア登録制度」を設けるにあたり必要な事項を定める。

### 2. 登録資格

次の各号に該当するボランティア団体または個人とする。

- (1) 地域社会の要望に応え、ボランティアとして活動する能力と時間を有すること
- (2) 原則として福岡都市圏に在住すること
- (3) 原則として50歳以上であること

### 3. 登録方法

- (1) 登録しようとする人は「シニアフレンズ福岡ボランティア登録申請書」(以下「申請書」という。)により必要な事項を記入の上、申請する。
- (2) 実行委員会は、申請により適当と認めた場合、名簿に登録する。

### 4. 登録期間・更新等

- (1) 登録期間は1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とする。期間途中での登録の場合も、登録期間満了日は3月31日とする。
- (2) 期間満了時、継続を希望する人は、申請書により申請する。
- (3) 登録期間中、住所等申請内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に申し出るものとする。

### 5. 登録取消

次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。

- (1) 登録辞退の申し出があった場合
- (2) ボランティアとして不適格と認められる事実が発生した場合
- (3) ボランティア活動を行うことが、明らかに困難であると認められる場合

### 6. 活動の紹介

「実行委員会」は、ボランティア派遣の要請に応じて、登録名簿の中から選考の上、登録ボランティアに文書等で内容を説明し意思確認の上、紹介する。

### 7. 報酬および実費負担

ボランティア活動は、自由意思に基づく活動で無報酬とする。ただし、交通費・

材料費等の活動実費は派遣依頼者の負担とする。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 1 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。